

日本知的財産仲裁センター四国支所 5周年記念セミナー

あきらめないで！
ADRがあります！

開催日時

平成26年10月10日（金）

13:30～16:30〔開場 13:00〕

会場

高松市サンポート

高松シンボルタワー内 第1小ホール

プログラム

定員
100名

入場料
無料

- 13:30 ●開会あいさつ 特許庁 審査業務部長
中小企業知財戦略支援総合調整官 諸岡 秀行
日本知的財産仲裁センター長 藤谷 史朗（弁理士）
- 13:40 ●基調講演 「知的財産紛争へのADR（裁判外紛争解決手段）の利用のすすめ」
前日本知的財産仲裁センター長 松本 好史（弁護士・弁理士）
- 14:45 ●休憩（15分）
- 15:00 ●パネルディスカッション 「知的財産紛争にADRはこんなに使い勝手がよい」
パネリスト：山内康伸（弁理士）
徳田陽一（弁護士）
滝口耕司（弁護士・弁理士）
高木敏光（高木綱業株式会社 代表取締役社長）
酒井一夫（四国TLO 取締役事業本部長）
モデレータ：田村祐一（弁護士）
- 16:20 ●閉会あいさつ 香川県弁護士会会長 籠池 信宏（弁護士）
日本知的財産仲裁センター四国支所長 山内 康伸（弁理士）

お問い合わせ先

日本知的財産仲裁センター四国支所
（香川県弁護士会館内）

TEL：087-822-3693

FAX：087-823-3878

主催：日本知的財産仲裁センター四国支所

後援：四国経済産業局、日本弁理士会四国支部、香川県弁護士会、四国TLO、（一財）四国産業・技術振興センター、高松商工会議所、香川県、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学

『この警告書はなに?? ええっ!うちの製品が特許侵害してるって!?!』

突然送られてきた警告書。いったいどう対処すればよいのでしょうか・・・。

日本知的財産仲裁センターはそんな悩める方々のご相談をお受けしています。

四国には 2009 年に四国支所が設立され、このたび 5 周年を迎えることができました。

このセミナーでは知財紛争の合理的解決手段とともに、日本知的財産仲裁センターの活動を紹介いたします。

「日本知的財産仲裁センター四国支所 5 周年記念セミナー」 参加申込書

日時：平成 26 年 10 月 10 日（金） 13:30 ～



場所：高松シンボルタワー内 第 1 小ホール
高松市サポート 2-1 ホール棟 4 階
TEL：087-825-5000

〈アクセス〉

- ・ JR 高松駅から徒歩 3 分
- ・ ことடன்高松築港駅から徒歩 5 分
- ・ 高松港から徒歩 2 分
- ・ 高松自動車道高松中央 IC から車で約 20 分
- ・ 高松空港からリムジンバスで JR 高松駅行き約 45 分

〈お申し込み〉 9 月 30 日までに FAX にてお申し込みください。参加費は無料です。



四国支所 FAX 087-823-3878

会社 / 機関名			
氏名		TEL	
E-mail			
氏名		TEL	
E-mail			
氏名		TEL	
E-mail			

お申し込みいただいた個人情報は本事業の目的以外には使用いたしません。